

介護保険事業支援計画に記載した、市町村が行う自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組の支援についての目標に対する自己評価結果（令和2年度）

都道府県名： \_\_\_\_\_ 山形県 \_\_\_\_\_

ア 自己評価結果
項目名
自立支援型地域ケア会議の開催回数
目標を設定するに至った現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村は、平成26年の介護保険法改正により、地域ケア会議の実施が努力義務化された。</li> <li>○ 地域ケア会議は、個別事例の検討を行う地域ケア個別会議と地域課題を検討する地域ケア推進会議に大別されているが、地域課題を明確にするために、個別事例を検討する地域ケア個別会議の回数を重ねることが重要。</li> <li>○ 要介護認定を受ける原因については、高齢による衰弱、転倒・骨折、関節疾患など生活不活発を原因とする場合があり、特に要支援や軽度の要介護の方に多く見られる。</li> <li>○ 県は、生活不活発等が原因で日常生活に課題を抱える高齢者のQOL向上のため、複数のリハビリテーション等専門職を交えて検討を行う自立支援型地域ケア会議の普及を推進してきており、平成29年度からは、すべての市町村で実施されている。</li> <li>● 市町村が実施する自立支援型地域ケア会議を一過性のものとせず、継続的かつ効果的なものとして定着する取組が必要。</li> <li>● 高齢者のQOL向上のため、自立支援型地域ケア会議に参加するリハビリテーション等専門職、市町村職員、地域包括支援センター職員等の資質向上が求められる。</li> </ul>
取組の実施内容、実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、専門職団体等と連携し、市町村に対し、定期的な自立支援型地域ケア会議の開催への専門職の派遣を行う等支援を行い、会議の定着及び質の向上を推進する。</li> <li>○ 県は、自立支援型地域ケア会議での役割に応じた研修会を開催し、関係者の資質向上を図る。</li> <li>● H29年度 363回 ⇒ H30年度 371回 ⇒ R1年度 363回 ⇒ R2年度 284回</li> </ul>
自己評価
<p>目標値：400回（R2年）</p> <p>達成度：71%【○】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点等から、99回のケア会議が開催中止となったため、目標値400回に対して、284回となり、達成率は71%となった。</li> <li>○ 専門職団体6団体と連携し、市町村が開催する地域ケア会議に対し、専門職の派遣を行うとともに、専門職団体への指導者の派遣を通じて、会議運営及び会議定着に対する支援を行った。引き続き、効果的・効率的な会議の開催に向けた取組を行う。</li> <li>○ コーディネーター養成研修や専門職団体に対する研修の開催支援により、ケア会議に参加する関係者の資質向上を図ることができた。引き続き、会議関係者の資質向上に向けた取組を行う。</li> </ul>

ア 自己評価結果
項目名
住民主体の通いの場の創出数
目標を設定するに至った現状と課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国では、平成26～28年度に、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくことを指向した住民主体による地域づくりを推進するモデル事業を実施。</li> <li>○ 県においても、国のモデル事業に取組み、その成果を県内に普及した結果、前期の計画策定時点（H30年3月）において31市町村に取組みが拡大し、県内に住民主体の週一回以上開催されている通いの場が466か所創出されている。</li> <li>● 住民主体の通いの場は、高齢者の「参加」「活動」の受け皿の一つとしての役割を担う重要な機能であることから、更なる拡大が必要。</li> <li>● 創出された通いの場が継続していくためには、通いの場での効果的なプログラムの実施や、行政関係者やリハビリテーション専門職等の適切な関与が求められている。</li> </ul>
取組の実施内容、実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、市町村に対して、ノウハウの提供、情報提供及び情報交換の場の設定を通じて、住民主体の通いの場の拡大を支援する。</li> <li>○ 県は、住民主体の通いの場の充実のための介護予防プログラムを作成し、住民主体の通いの場への普及を推進する。</li> <li>● H29年度 466か所 ⇒ H30年度 671か所 ⇒ R1年度 774か所 ⇒ R2年度 1,002か所</li> </ul>
自己評価
<p>目標値：550か所（R2年）</p> <p>達成度：182%【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ R2年度目標値を大きく上回り、R7年度目標値700か所も上回った。</li> <li>○ 通いの場の活動場所や日時に関する情報をホームページで公開することで通いの場の普及を支援。</li> <li>○ 活動期間が長くなってくると、活動のマナー化等により、通いの場の閉鎖につながってしまう可能性があるため、通いの場で活用可能な介護予防プログラムを作成。介護予防プログラムの普及啓発を行うことで、活動の充実及び定着のための支援を行っていく。</li> </ul>

ア 自己評価結果
<p>項目名</p> <p>住民主体の見守り・生活支援拠点（福祉型小さな拠点）数</p>
<p>目標を設定するに至った現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、日常生活上の支援体制の充実・強化及び多様な主体による生活支援サービスの充実が求められている。</li> <li>○ 県は、元気な高齢者等を対象とした生活支援の担い手養成に向け、習熟度に応じたきめ細かい研修会を開催し、担い手の創出に取り組んでいる。</li> <li>● 市町村での介護予防・日常生活支援総合事業における地域住民等による生活支援サービス（サービスB）の数は、今後増加する高齢者等に対応する見守り・生活支援の受け皿としては不足しており、多様なニーズに応えるだけのサービスが整ってはいない。</li> </ul>
<p>取組の実施内容、実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県は、高齢者等に対する見守り・生活支援の体制を整えるため、福祉型小さな拠点づくり事業を実施し、県内での住民主体の受け皿の確保を推進する。</li> <li>○ 県は、地域の課題の解決に向けた取組みを実践する担い手の確保を目的に、生活支援の担い手養成講座を実施する。</li> <li>● H29年度 32か所 ⇒ H30年度 53か所 ⇒ R1年度 84か所 ⇒ R2年度 92か所</li> </ul>
<p>自己評価</p> <p>目標値：100か所（R2年）</p> <p>達成度：92%【◎】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民が主体となって運営する地域の介護予防・生活支援拠点の立上げに対し補助金を交付し、5市町村6団体の立上げに支援を行った。</li> <li>○ 高齢者の生きがいがづくり研修会や、通いの場立上げに係る入門編、実践編、フォローアップ編と段階的な講座を含んだ多様な生活支援活動担い手養成のための研修会を開催するとともに、ステップアップ講座として移動支援、食事提供の分野に係る講座も開催し、多様なサービスに対応した担い手の養成を行うことができた。</li> </ul>

ア 自己評価結果
項目名
県内における介護給付適正化の取組み状況
目標を設定するに至った現状と課題
<p>○国の「『介護給付適正化計画』に関する指針」に基づき、本県でも、「山形県介護給付適正化方針」（1期～2期）、「山形県介護給付適正化計画」（3期計画～）を策定し、県と保険者が一体となり適正化に向けた取組みを進めてきた。</p> <p>○団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、保険者には保険者機能の一環として自ら積極的に適正化事業に取り組むことが求められ、また、H29年度の法改正により、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を更に推進していく必要があるとされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●専門的な知識・ノウハウの不足、マンパワーの不足を感じている保険者が多い。</li> <li>●ケアプラン点検を実施している場合でも、ケアプラン作成全件数に対する点検実施割合にはばらつきがある。</li> <li>●保険者の主要5事業に係る取組みの着実な実施はもとより、既に実施している取組みについても、内容の充実や件数の増加などが必要である。</li> </ul>
取組の実施内容、実績
<p>○各保険者における適正化事業の取組み状況を把握・分析し、特に取組みが低調な保険者に対し、助言等による支援を行う。なお、予定していたケアプランの点検等をはじめとした研修会、保険者を訪問して行う技術的助言等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となった。</p> <p>○住宅改修等の点検も含め、複数のリハビリテーション等専門職を交えた、自立支援型地域ケア会議を活用したケアプランの点検・検討の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 業務分析データの活用及び認定調査の事後点検の実施保険者数 H29年 18保険者 ⇒ H30年 23保険者 ⇒ R1年 28保険者 ⇒ R2年 30保険者</li> <li>2 ケアプラン点検の実施保険者数 H29年 18保険者 ⇒ H30年 25保険者 ⇒ R1年 27保険者 ⇒ R2年 30保険者</li> <li>3 住宅改修点検の実施保険者数 H29年 35保険者 ⇒ H30年 31保険者 ⇒ R1年 26保険者 ⇒ R2年 27保険者</li> <li>4 福祉用具購入・貸与調査の実施保険者数 H29年 28保険者 ⇒ H30年 30保険者 ⇒ R1年 28保険者 ⇒ R2年 28保険者</li> </ul>

自己評価

目標値

評価目標項目	R2年(達成率)	R2年
1 業務分析データの活用等による特徴と課題の把握及び認定調査結果の事後点検の実施保険者数	30 保険者 (85.7%)	35 保険者
2 ケアプラン点検の実施保険者数 ① 訪問調査等による点検 ② 地域ケア会議を活用した点検	①②の両方を実施する保険者 30 保険者 (85.7%)	①②の両方を実施する保険者 35 保険者
3 住宅改修点検の実施保険者数 ① 書面による点検及び現地確認 ② リハビリテーション等専門職が関与する地域ケア会議等を活用した点検	①又は②のいずれかを実施する保険者 27 保険者 (77.1%)	①又は②のいずれかを実施する保険者 35 保険者
4 福祉用具購入・貸与調査の実施保険者数 ① 訪問調査等の実施 ② リハビリテーション等専門職が関与する地域ケア会議等を活用した点検	①又は②のいずれかを実施する保険者 28 保険者 (80.0%)	①又は②のいずれかを実施する保険者 35 保険者

達成度：1～4平均目標達成率 82.1% 【◎】

- 専門職能団体6団体と連携して市町村が開催する地域ケア会議に対して専門職の派遣を調整し、自立支援型地域ケア会議の開催を通じたケアプラン点検や、住宅改修、福祉用具購入・貸与に係る点検を支援した。
- 保険者を訪問して行う技術的助言における取組状況の聴取などにおいて、専門的な知識やノウハウの不足に係る不安の声があることから、引き続き保険者職員を対象としたケアプラン点検に関する研修等を実施し、知識の習得を支援していく。
- 業務分析データの活用について、活用のイメージを持てずに実施ができていない保険者も少なからず存在することから、引き続き研修の場や技術的助言の場を利用しながら具体的な分析方法等を示し、活用に向けた働きかけを進めていく。

イ 管内保険者の自己評価結果の概要

- ① 自立支援、介護予防・重度化防止に係る目標については、通いの場の設置箇所を増やす等の数値目標は概ね達成した一方、以下のような状況であった。
  - ・新型コロナウイルス感染症のため、介護予防教室等を中止又は縮小した。
  - ・新型コロナウイルス感染症のため、集いや交流が難しい状況であったが、感染症対策を行い工夫しながら実施した。
  - ・通いの場の設置箇所に地域による偏在がある。
  - ・通いの場の不足している地域の包括や関係各課と連携し、地域に見合った介護予防につながる多様な通いの場の創出を推進する。
  - ・担い手の高齢化により活動に支障がでないよう、今後の更なる高齢化に向けて担い手育成の進め方を考えていく必要がある。
  - ・自立支援型地域ケア会議において受けた助言等を活かしていく取組みが必要。

② 介護給付適正化に関する目標については、ケアプラン点検の取組みが進んだ保険者が多かったが、職員のスキルアップの必要性を課題として挙げる保険者が複数あった。また、職員のマンパワー不足や、ケアプラン点検等の専門的な知識やノウハウを習得する前の人事異動等を課題として記載する保険者が見られた。

#### ウ まとめ（ア及びイから考察した現状・課題と対応策）

- ・ 自立支援型地域ケア会議について、平成29年度から県内全市町村で実施されているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、中止が相次いだ。また、保険者からは、自立支援型地域ケア会議を通して、介護支援専門員等の自立支援に対する意識が向上しているとの評価がある一方、専門職の助言を生かし切れていないとの評価もあることから、県として地域ケア会議への専門職の派遣を継続し、関係者の質の向上につながるよう支援していく。
- ・ 通いの場の創出や定着に資するよう、専門職の協力により作成したプログラムの紹介や専門職派遣等により支援していく。
- ・ 担い手養成研修等の実施を通じて住民主体の活動の核となる人材育成を進めるとともに、修了後の活動につなげられるような支援のあり方等について検討していく。
- ・ 情報交換会や研修会の開催、全国の好事例に係る情報収集等を行いながら、住民主体の活動継続に向けた市町村の取組みについて、ヒントを得られるような機会を提供していく。
- ・ 介護給付適正化の取組みについては、専門的知識やノウハウの不足に係る不安が聞かれることから、引き続き保険者職員を対象としたケアプラン点検に関する研修等を実施し、知識の習得を支援していく。
- ・ ケアプラン点検を実施している場合であっても、作成全件数に対する実施の割合にはばらつきがある。ノウハウの習得により効率的に点検できるようになれば、件数を増やすことも可能と考えられるため、保険者職員を対象とした知識の習得支援を行うとともに、保険者訪問時等の機会をとらえながら、点検件数の増加について呼びかけを行っていく。
- ・ 業務分析データの活用について、活用のイメージを持たずに実施ができていない保険者も少なからず存在することから、データを用いた具体の分析例等を示しながら、活用への働きかけを進めていく。